

## 弥富市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する児童生徒等及び高齢者の自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資するため、ヘルメット購入に要する経費について予算の範囲内において交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク  
(EN1078)

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPS  
Cマーク

カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

(2) 児童生徒等 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）により記録されている者で、当該年度に満7歳以上満18歳以下となるものをいう。

(3) 保護者 児童生徒等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒等を現に監護するもの、又は児童生徒等の親族で、社会通念上、児童生徒等を保護する責任があるものをいう。

(4) 高齢者 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）により記録されている者で、当該年度に満65歳以上となるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する児童生徒等及びその保護者並びに高齢者とする。ただし、保護者は、児童生徒等が着用するヘルメットの購入に要する経費を負担した場合又は児童生徒等が着用するヘルメットに係る補助金の申請をする場合に限る。

- (1) 過去にこの補助金の適用を受けていないこと（他の自治体で、愛知県との協調による同様の補助金の適用を受けていないことを含み、保護者を除く）
- (2) 弥富市暴力団排除条例(平成23年弥富市条例第18号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと
- (3) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと
- (4) ヘルメット購入後に発生した事故等について、愛知県及び市が一切の責任を負わないことについて了承すること
- (5) 申請内容に虚偽があったことが補助金交付後に判明した場合は、市に対して補助金を返還することについて了承すること  
(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、自転車を利用する児童生徒等及び高齢者が着用する新品のヘルメットの購入に要する経費に2分の1を乗じて得た額とし、2,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、ヘルメットを着用する児童生徒等又は高齢者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した後、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼誓約書兼実績報告書（第1-1号様式、第1-2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に対し、ヘルメットを購入した日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。

- (1) ヘルメットの購入に要した経費の支払い手続きが完了したことを証する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者が未成年者であるときは、当該未成年者は、前項の規定による申請をするに当たっては、保護者の同意を得なければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定兼確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 申請者は、前条による通知書を受領後、速やかに自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(検査等)

第8条 市長は、申請者に対し補助金に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、補助を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又はその一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 第2条及び第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助を受けたとき。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。